

## 第 8 2 9 回宮城県教育委員会定例会日程

日 時：平成 2 4 年 6 月 1 3 日（水）午後 1 時 3 0 分から  
場 所：県行政庁舎 1 6 階 教育委員会会議室

### 1 出 席 点 呼

### 2 開 会 宣 言

### 3 第 8 2 8 回教育委員会会議録の承認について

### 4 第 8 2 9 回教育委員会会議録署名委員の指名

### 5 教育長報告（一般事務報告）

- (1) 平成 2 5 年度使用教科用図書採択基準等について (義 務 教 育 課)
- (2) 併設型中高一貫教育校の募集定員について (高 校 教 育 課)
- (3) 公立高等学校新入試制度の「出願できる条件」から無欠席に関する条項を削除し、このことを早急に公表することを求める請願への対応について (高 校 教 育 課)
- (4) 「入試事務の改善について」の請願への対応について (高 校 教 育 課)

### 6 議 事

- 第 1 号議案 第 3 3 7 回宮城県議会議案に対する意見について (総 務 課)
- 第 2 号議案 職員の人事について (教 職 員 課)
- 第 3 号議案 宮城県産業教育審議会委員の人事について (高 校 教 育 課)
- 第 4 号議案 高等学校入学者選抜審議会委員の人事について (高 校 教 育 課)
- 第 5 号議案 宮城県図書館協議会委員の人事について (生 涯 学 習 課)

### 7 課長報告等

- (1) 平成 2 5 年度県立中学校入学者選抜方針及び概要について (高 校 教 育 課)
- (2) 東日本大震災における学校等の対応等に関する調査報告書について (ス ポ ー ツ 健 康 課)
- (3) 宮城県図書館所蔵文化財資料等の移管に係る論点整理の結果について (生 涯 学 習 課)

### 8 資料（配付のみ）

- (1) 東北三都市巡回展「ルーブル美術館からのメッセージ：出会い」について (生 涯 学 習 課)

### 9 次回教育委員会の開催日程について

### 10 閉 会 宣 言

## 第829回教育委員会定例会会議録

- 1 招集日時 平成24年6月13日(水) 午後1時30分から
- 2 招集場所 教育委員会会議室
- 3 出席委員 勅使瓦委員長, 庄子委員, 佐竹委員, 青木委員, 高橋教育長 (佐々木委員欠席)

### 4 説明のため出席した者

伊東教育次長, 熊野教育次長, 安住学校運営管理監, 大山総務課長, 高橋教育企画室長, 加藤福利課長, 寺島教職員課長, 鈴木義務教育課長, 佐々木特別支援教育室長, 氏家参事兼高校教育課長, 菊田施設整備課長, 松坂スポーツ健康課長, 西村生涯学習課長, 後藤技術参事兼文化財保護課長外

- 5 開 会 午後1時30分

### 6 第828回教育委員会会議録の承認について

委 員 長 (委員全員に諮って) 承認する。

### 7 第829回宮城県教育委員会定例会会議録署名委員の指名, 議事日程について

委 員 長 庄子委員及び青木委員を指名する。  
本日の議事日程は, 配付資料のとおり。

## 8 秘密会の決定

### 6 議 事

第2号議案 職員の人事について

第3号議案 宮城県産業教育審議会委員の人事について

第4号議案 高等学校入学者選抜審議会委員の人事について

第5号議案 宮城県図書館協議会委員の人事について

委 員 長 議事の第2号議案から第5議案については, 非開示情報が含まれていることから, その審議については秘密会としてよろしいか。  
(委員全員異議なし)  
この審議等については, 秘密会とする。  
なお, 秘密会とする議案のうち第2号議案については, 本日速やかに事務処理する必要があることから, 先に第2号議案を審議することとし, 残る議案には, 次回教育委員会の開催日程決定後に行うこととしてよろしいか。  
(委員全員異議なし)

※ 会議録は別紙のとおり。(秘密会のため非公開)

## 9 教育長報告

### (1) 平成25年度使用教科用図書採択基準等について

(説明者: 教育長)

平成25年度使用教科用図書採択基準等について, 御報告申し上げます。

資料は, 1ページから3ページ及び別冊資料1冊となる。

平成25年度に特別支援学校及び特別支援学級において使用する教科用図書の採択基準及び選定資料については, 本年4月27日に県教科用図書選定審議会に対して諮問し, 6月6日に審議会委員長から答申があり, その答申内容を踏まえて定めたものである。

資料 2 ページを御覧願いたい。採択基準については、平成 25 年度に特別支援学校及び特別支援学級において使用する教科用図書を採択する際の基準を示したものであり、「第 1」に採択に係る基本的な考え方、「第 2」に選定に当たって考慮すべき事項を大きく 4 項目に整理の上、定めたものである。また、別冊の選定資料については、市町村教育委員会や各特別支援学校等が教科用図書を採択する際の参考として、それぞれの教科用図書の特徴等について具体的にまとめたものであり、別冊資料 2 ページから 5 ページに一覧表、6 ページ以降に個別の評価コメントを記載している。

この採択基準及び選定資料については、市町村教育委員会、採択地区協議会、県立特別支援学校、国立大学法人の特別支援学校に対し、6 月 8 日付けで通知しており、公正かつ適正な採択事務が行われるよう指導・助言を行っているところである。

なお、採択基準及び選定資料については、教科書採択事務の透明性を高め、より開かれた採択とするため、県政情報センターで公表することとしている。

本件については、以上のとおりである。

( 質 疑 ) | ( 質 疑 な し )

## (2) 併設型中高一貫教育校の募集定員について

(説明者：教育長)

併設型中高一貫教育校の募集定員について、御説明申し上げます。

資料は、4 ページから 5 ページとなる。

資料 4 ページを御覧願いたい。「1 併設中学校の募集定員」について、各学校の現在の募集定員 80 名を 25 名増員し、105 名にするものである。中高一貫教育の導入については、平成 13 年 3 月に策定した県立高校将来構想で示しており、平成 22 年度までの実施計画期間において、平成 17 年に古川黎明中学校、平成 22 年には仙台二華中学校を設置し、現在に至っている。

今回の募集定員拡大のねらいについては、「2 併設中学校の募集定員拡大のねらい」の(1)及び(2)に記載のとおり中学校の生徒数を増やすことで、中学校としての活力を高めること、また、高校においては、併設中学校からの進学者の割合を多くすることで、高校段階から入学する生徒と互いに切磋琢磨し、豊かな人間性を育むことのできる環境をこれまで以上に整え、併設型の中高一貫教育校としての特色・魅力をさらに引き出すこと、そして、(3)にあるように、開校以来、高い志願倍率で推移している両校について、可能な範囲で県民のニーズに応えることである。

次に、「3 併設高等学校の募集定員」であるが、併設する高校については、現行の 240 名と同じ定員とし、中学校から進学する 105 名を除く 135 名を高校入試で選抜する。これにより、内進と外進の比率を 1 対 2 から 3 対 4 とし、できるだけ均衡させ、校内の活力を向上させようとするものである。また、併設型中高一貫校の在籍生徒数等の推移については、資料 5 ページの③表に記載のとおりである。

なお、今回の募集定員の変更については、速やかに各市町村教育委員会等に通知することとしている。本件については、以上のとおりである。

( 質 疑 )

佐 竹 委 員 内進生と外進生の人数について、平成 28 年まで段階的に引き上げ、1 対 2 から 3 対 4 にするとのことであるが、最終的な比率である 3 対 4 の割合に関し、県教委の思惑や視点を伺いたい。将来的には、その比率が逆転することも視野にいれた考え方であるのか。

教 育 長 現時点においては、当面の間、内進生の人数は 105 人で推移するものと見込んでおり、その中で 3 対 4 の比率としている。その比率による学校教育の取組状況については、随時学校に確認し、その状況を踏まえながら、今後必要があれば見直すことも視野に入れていきたい。

委 員 長 その構成比を 1 対 2 から 3 対 4 とすることにより、ほぼ半々の比率となるが、その構成とすることによる最大の利点は何か。

高校教育課長	<p>中学校から入る人数（内進生）と高校から入る人数（外進生）の比率は、できる限り近接させ、中学校の生徒数を少し増加させることにより、学習だけではなく、部活動等の様々な学校生活の活性化を図りたいと考えている。また、学校全体の活用として、中高一貫校の特色である高校生との交流が中学校から経験できるため、部活動や学習成果等においても、その目指すべき姿が明確となる。さらに、高校に進学した際、そこで新たな生徒たち（外進生）との出会いもある。現在の内進生の割合は約30%と構成比が低いことから、その構成バランスを近接するように拡大することで、学習意欲の向上、多くの対人的なネットワーク構築等、学校生活における良好な効果があるものと考えている。</p>
委員長	<p>中学生の人数が増加するため、当然ながら部活動も活発化すると思うが、高校に進学した際に、設備の問題等により制限される部活動もあるのではないかと。そのような学校教育以外の制限を受ける内容等について、中学校に入学する子どもたちに対し、どのような説明を行っているのか。</p>
高校教育課長	<p>古川黎明中学校は開校8年目となるため、中学校入学前の説明会時に、学校を開放しながら部活動等の紹介も実施している。同校では、中学校で開設している部活動のほとんどが高校と連動するよう設定しているため、設備面から制限されることはない。</p> <p>なお、現在は校舎改築中であるため、これまで課題であった部活動の活動面積の改善も併せて行っている。</p> <p>仙台二華中学校は、現在3年目を迎えるが、開校から日が浅いため、古川黎明中のノウハウを基にした中学校・高校間の連携の在り方を模索している状況にある。また、この学校は仙台市中心部に位置していることから、部活動等における活動面積が狭小であるため、学校の敷地外となるが、第二総合運動場付近にグラウンド用地を確保して対応することとしている。</p> <p>部活動については、学校の考え方、生徒等のニーズを把握しながら検討し、可能な限り支援していきたい。</p>
青木委員	<p>内進と外進の生徒について、学力の差があると聞いたことがあるが、実態はどうか。</p>
高校教育課長	<p>中学校から入学した生徒は、比較的成績が良好であるとの結果もある。その生徒たちは、特に英語や数学の授業進行が速いため、高校進学後は、進学・就職のレベルに合わせて授業等を進めることが可能となる。一方、高校から入学した生徒たちについては、できるだけ授業内容等を工夫することにより、内進生に追いついていけるよう努めている。また、授業だけではなく、課外活動、課外学習も含め、総合的な学習環境づくりを心掛けている。</p> <p>なお、試験結果等の個別の違いについては、当然ながら生徒一人ひとりの個人差があるため、一概には申し上げられない部分がある。</p>
青木委員	<p>内進生と外進生では、それほど学力に違いがなく、差が出ていないとのことか。</p>
高校教育課長	<p>個別の話ではなく、あくまでも総論となるが、中学校から入学している生徒は、英語・数学の進行が速いため、その成績は伸びている状況にある。</p>
青木委員	<p>今回の募集定員の話とは異なるが、先日出された文科省の情報によると、1年早く卒業してしまう場合があるようだが、そのようなことにも対応していくのか。</p>
教育長	<p>先日の新聞報道で、一つの考え方として発表されていたようであるが、今回の募集定員の増については、資料4ページに記載している3項目がねらいとなり、中高一貫の教育であることから、中学校から高校までの6年間を見据えた教育計画を策定し、進めていくこととなる。6年間の課程を1年短縮し、5年間ですべて修了させる考え方もあると思うが、現時点においては、各学校のそれぞれの学年において、学ぶべきことをできるだけ深めるべく取り組んでいるところであり、現時点では、学校教育を5年間で修了することは想定していない。</p>

(3) 公立高等学校新入試制度の「出願できる条件」から無欠席に関する条項を削除し、このことを早急に公表することを求める請願への対応について

(説明者：教育長)

本年5月31日付けで、宮城県教職員組合及び同組合入試制度検討委員会から提出された請願に関し、その内容及び対応方針について、御報告申し上げます。

資料は、6ページとなる。この請願の内容としては、公立高等学校新入試制度の「出願できる条件」から「無欠席」に関する条項を削除するとともに、そのことを早急に公表することを求めるものである。

平成25年度から始まる新入試制度については、入学者選抜審議会の答申を受けて、平成22年3月に県教育委員会としての見直し方針を定め、基本的な制度設計の後、学校関係者に対する説明会の開催、保護者向けのパンフレットの配布等を通し、その周知活動に努めてきたところである。また、平成23年7月には選抜に関する一覧表の暫定版を公表し、各高校の選抜に関する基本的な考え方を明確にするとともに、その後も、暫定版に対する中学校・高校及び保護者から出された意見をも参考として、各高校及び県教育委員会において、無欠席に関する要件も含めて検討を進めてきたところである。

前期選抜の「出願できる条件」については、志願者の中学校生活の実情を的確に評価する指標として示すこととしており、中学生がより良い学校生活を送ろうとするときに、その励みとなるような条件設定が大切だと考えている。前期選抜における「出願できる条件」の中で、無欠席に関する条項が、その観点から条件に合致するかについて、現在、各学校において最終的な検討を進めているところであり、7月上旬には、選抜に関する一覧表の最終版を公表することとし、現在その準備を進めている。

請願者に対しては、以上のような内容で回答したいと考えている。

本件については、以上のとおりである。

( 質 疑 )

佐 竹 委 員 員 この請願は、「出願要項の条件の中に、無欠席ということに記載しないでほしい」との請願であると思う。これに関し、学校や保護者等の意見を確認し、追考した上で無欠席に関する条項に記載することとなるのか。

教 育 長 その条項の記載については、最終的には各学校の判断になるが、これまで学校が示してきた無欠席の意味が、一つのポイントになるものと思われる。各学校の条件設定における無欠席の示す内容は、3年間の学校生活を頑張っ、て、元気に学校に来たことがわかることだと認識している。

ただし、例えば、進路指導の一貫で高校を訪問した場合や忌引で学校を休んだ際の忌引要件に該当する場合等、個別の事情に応じることとなるが、欠席の扱いには該当しない場合もある。各学校からは、そのような情報も寄せられており、無欠席との表現が適切であるか、3年間頑張っ、て休まないで学校に来たことを表現する方法として、無欠席以外の表現があるか等、そのような視点も踏まえ、高校教育課が各学校と調整を進めているところである。

佐 竹 委 員 員 この請願書に記載されているとおりであるが、「震災の関係で手伝いをした」、あるいは「忌引きにならない親族の葬儀に出席した」場合等、やむを得ず欠席せざるを得ない場合であっても欠席として取り扱われるとあるが、これに関しては同意見であり、教育長の発言にもあったように、この内容は必ず見直す必要があると思う。

一方、欠席することなく元気に登校し、授業を受けている生徒については、その生徒自身の大きな自己PRになると思うので、これに関しては臨機応変に考え、できるだけ自己PRのできる方法を検討してほしい。無欠席だけに集約するのではなく、それは条件の中の一つの項目であると考え、生徒が大いに自己PRできる場も設けてほしい。

青 木 委 員 員 佐竹委員の発言にあった忌引について、欠席扱いまたは忌引扱いのように、学校により違いが出るものなのか。

教 育 長 忌引については、該当する親族の範囲を示した明確な基準があり、その範囲に当てはまらない親族等の葬儀に参列する場合は欠席扱いとなる。

青木委員 欠席に対するイメージとしては、やはり良い印象を持たれないのが一般論であると思う。例えば、風邪等の病気になった場合は、休んで療養したほうがいい。この出願できる条件にある欠席については、無断欠席と同義に理解するのが自然ではないか。例えば、会社員は、有給休暇を取得することは権利的な側面があり、正論と思われるが、無断欠勤は好ましくない。また、会社の病気休暇は、風邪等で欠席する場合に該当するものと思われるが、無欠席だけを意識して、体調が悪いのに無理をして登校することは、好ましいことではない。何らかの事情により、学校に欠席する理由を連絡した上で休んだ場合は、無欠席の要件から除外しても良いのではないか。逆に考えれば、無欠席を貫こうとして、体調が悪いが無理をしてでも学校に行く状態を牽制することになるのではないか。

教育長 欠席することが悪いとの認識ではない。無欠席を出願できる条件として提示しているのは前期選抜だけであり、普通科であれば全体の募集定員の2割までを選抜することとなるので、多くの特色のある生徒に受験してもらうことをねらいとしている。各学校が求める特色の一つとして、3年間欠席することなく頑張ってきたことは、大きな特色であり、無欠席を要件としている学校は、そのような観点から条件設定していると思う。

青木委員 無欠席と関連する内容であるが、その要件に無遅刻は含まれないのか。通常は、無遅刻・無欠席のように対になる事項と思われるがどうか。

高校教育課長 無遅刻を要件としている学校はないと思われる。高校生であれば、無遅刻・無欠席の生徒を皆勤賞として表彰している例もあるが、委員御指摘のとおり、無遅刻についても出願要件となり得る項目であると思われる。

委員長 その無欠席の取扱いについて、例えば、ある高校に出願する際に、多くの項目があるが、それは自分に当てはまらないものの、中学校3年間無欠席は当てはまるとの捉え方、または、請願にあるような欠席することは悪いとの捉え方、その考え方の違いにより、志願する学校が変わってくるものと思われる。

青木委員 今回の無欠席に関する要件は、先ほどの例示の前者に当たり、あくまでも出願できる条件を増やしていこうとするものではないかと思う。中学校3年間の学校生活を休まずに一生懸命頑張ろうとの視点に立てば、出願条件とすることは可能であると思われる。

佐竹委員 条件の一つとして捉えることは問題ないと思うが、一方で、その要件を満たすことをねらい、少々具合が悪くても学校に行こうとする生徒や保護者の考えが生まれてくる可能性も否定はできないと思う。

それは必ずしも悪いことではないと思う。目標を持つことは必要であり、無理のない範囲で学校に行き、学校に行くことができないほど体調が悪い時には欠席する。

ある私立学校の生徒の例であるが、6年間の無欠席をねらって頑張っている子もいると聞いたことがある。それは、できるだけ自分自身の体調管理を心掛け、欠席することなく学校に行きたいとの思いから頑張っているようである。学力はもちろんであるが、体調管理も重要な要素であり、どちらにも選択肢がある部分では、出願条件から無欠席を削除することは必要ないと思う。

ただし、無理をしてまで無欠席をねらう、あるいは、震災の関係でやむを得ず欠席せざるを得ない状況にあった場合等、それを目指していた子どもたちを救うため、少し幅を持たせられるような緩和が図られれば良いと思う。一生懸命に頑張っ学校に通学し、欠席しないで勉学に励んできたことは、子どもたちにとっての誇りであり、勲章であると思う。それは、認めるに値する重要な価値があるものと考えられる。学校側と十分に議論・検討した上、可能な限り門戸を開いてあげることが必要である。

なお、この場で発言してきた意見等については、各学校に対し、私たちからのメッセージとして伝えて頂きたい。

委員長

先ほどの教育長の説明にもあったように、現在、無欠席の表現について検討している段階にあることから、表現を柔らかくする、あるいは、無欠席ではない違う表現とする等、子どもたちが3年間休まずに勉学に励んだこと自体を評価してあげることが必要であり、その特色を活かせる出願形態となることを望む。

#### (4)「入試事務の改善について」の請願への対応について

(説明者：教育長)

本年5月31日付けで宮城県教職員組合等から提出された入試事務の改善についての請願に関し、その内容及び対応方針について、御報告申し上げます。

資料は、7ページから8ページとなる。

この請願の内容としては、出願及び結果通知の方法、受験料の納付方法、願書への写真の貼付、志願理由書、調査書等、合わせて8項目に関する改善を求めるものである。

高校入試は、中学生にとって重要な意味を持つものであり、入試に関する事務については、保護者の協力も得ながら、中学校、高等学校の双方の教員が、それぞれの立場で万全を期して行われるべきものと考えている。

資料7ページを御覧願いたい。項目1～4の「出願及び合格結果通知の方法」については、確実性を考慮し、現在の方法が最適であると考えている。また、項目5の「受験料の納付方法」であるが、収入証紙を貼付する現在の方式は、選抜手数料納入の簡便化を図る上で最適な方法であると考えている。また、項目6の「写真の貼付」については、本人確認の必要性から導入したものであり、これらについては、現在の方法を継続してまいりたいと考えている。

次に、資料8ページを御覧願いたい。「7 志願理由書の導入をしないこと」については、出願者本人の志望動機を明確にするため、志願者本人が作成することとしており、高等学校進学を契機に志願者が中学校時代の生活を振り返り、志を新たにしている効果があるものと考えており、志教育の一環として導入するものとして決定したものである。これについても、現在の方法を継続することを考えている。「8 調査書」に係る3点の内容に関する改善要望であるが、調査書については、作成及び確認のそれぞれの段階で誤った記入等が生じないように検討してきたことから、現時点において変更することは考えていない。

請願者に対しては、以上のような内容で回答したいと考えている。

本件については、以上のとおりである。

( 質 疑 )

佐竹委員

「7 志願理由書の導入をしないこと」について、先生方は放課後の時間を一杯に使って受験生のために処理しており、これがあると非常に大変であるとのことである。これに関しては、どのように考えているか。その理由書を書くために、先生方の業務量がますます増大していると思われるがいかがか。

青木委員

その志願理由書は、「合否判定の材料とはしない」と請願書に記載されているが、判定に使用しないものを提出される根拠は何か、佐竹委員の意見に併せて伺いたい。

高校教育課長

志願理由書については、前期選抜において、生徒自身が志願する学校に対して意志を持ち、それを明確に示して頂くために導入しているものであり、志願条件をクリアできる学校、志望する学校に対して、志願者本人が作成し、提出することとしているものである。

佐竹委員

先生の確認は必要ないとのことか。

高校教育課長

志願理由書等の書類は、学校経由で提出してもらうため、先生の目に触れないことはなく、当然ながら見ているものと思われるが、生徒自身の作成したものを、先生が書き換えて提出することを求めているものではない。前期選抜試験を受ける第一段階として、高校側において、その志願理由を確認するために求めているものである。

青木委員  
高校教育課長 高校で事前に確認することか。  
そのとおりである。まずは、出願要件に合致していることと、志望した動機がどのような理由であるかを志望先の高校で確認することとなる。

青木委員  
高校教育課長 入学後の資料として使うものではないのか。  
出願の段階で受付し、その時点で点検は行う。また、面接等を行う際には、その志願理由を参考として実施する場合もあると思う。  
ただし、教科試験のように一定の点数を付けて評価する材料とはならないものである。また、中学校や本人から提出されたものは、高校側で保管するため、入学後にその資料を確認しながら、入学後の指導に使用することはあり得ると思われる。

教育長 その志願理由書については、前期選抜においては募集定員の2割以下としており、募集する高校側として、志願理由の明確な生徒に受験してほしいとの思いから提出を求めているものである。文章の採点や選抜の材料として使用することはなく、請願書にも記載されているような合否判定の材料とはしていないが、面接や入学後の指導の観点もあることから、成績の要件や部活動、資格のこと等、具体的に示して頂く。  
そのような趣旨から、志願理由書は先生方の作文によることなく、ぜひ、本人の思いで書いてほしい。また、面接する際に、志願理由に記載された志望動機等の事項について、面接する際に確認していくことは当然ながらあるものと思われる。

委員長 志願理由書は、今回初めて導入することから、中学校側で御苦心されていると思われるが、そのような趣旨であることを踏まえ、生徒自身がしっかりと考えて書いてほしい。

委員長 今回の請願書では改善点8項目が記載されているが、現在の入試事務に関わる中学校の先生方の事務量は、増加しているのか、あるいは横ばい状態であるのか。

高校教育課長 これまでの推薦による事務は、中学校で作成した推薦書と願書の提出を受け、高校側が受験票を交付する流れとなっている。今回導入する入試事務についても、中学校経由で用意する書類の流れは基本的に同じである。また、これまでの一般入試が後期選抜となり、その後に二次募集となることから、この三段階の基本的な流れは、これまでの入試と同様となるものである。  
ただし、制度が変わり、新しい取組となることから、不安な面や気遣いする面があり、そのような視点においては新たな負担があるものと思われる。

委員長 従来までの推薦入試と今回の入試制度で、生徒の担任や進路指導の先生が処理する出願に関する事務量については、これまでと同様と捉えていいか。

高校教育課長 そのとおりである。

青木委員 入試事務の中で一番の問題となっているのは、中学校長を通して出願していることではないか。これまでの説明をまとめると、願書は、生徒と親が相談しながら作成の上、中学校に提出し、それを中学校でまとめて高校に提出する仕組となっている。それを本人が直接高校に提出するような改善はできないのか。大学入試に係る願書等は、そのようになっているものと思うがいかがか。

高校教育課長 中学校長会とも意見交換しているが、大学入試との違いは、その合否結果を中学校に通知している部分にある。中学校の事務指導や進路指導においては、生徒の志望する高校と合否の部分把握しながら指導しているところにある。

青木委員 とうすることによるメリットは何か。

教育長 選抜における確実性ということが一番のポイントであると思われる。高校側は、受験の体制を確保し、公平に入試を進めるための準備を行い、中学校側は、自校の生徒が志願する高校を確実に受験できるよう、手続きに漏れ等がないか確認しながら進めることにより、入試事務の確実性を図っている。このことが極めて重要であると考えている。これを生徒個人の判断と責任により、願書等を高校に提出することになると、相当の時間をかけて準備する必要がある、生徒等に相当の負担を強いることとなり、現実的には



難しいものと思われる。

今回、制度を大きく変える中で、そこまで踏み込んだ改正を行った場合には、生徒及び学校現場において、相当の混乱が生じるものと思われる。今後、受験期にある中学生が、保護者と相談をした上で、個人の責任において直接高校に出願できるようになれば、その方法を採用することもあると思うが、現時点では、確実性を期す現在の流れが良いものと判断している。

委員長

請願の項目の1番と2番は、本人が願書等を直接高校に提出するよう改正することとなっているが、保護者を含め、受験を控えている中学生が自分で提出することは、現実的ではないと思う。受験を控え、相当焦っている、受験のことで頭の中がいっぱいとなっている生徒が大多数であり、受験生の心情からすれば、これまでどおりに学校側で取りまとめて提出してくれる方が安心であろうと思う。

請願書に記載されているように、受験生の自己責任との部分は確かにそのとおりかもしれないが、高校入試は自己責任だけでは片付けきれない部分があるのではないかと。受験生の心情を察するに、この請願の意図する部分が、理解しにくい部分もあると感じている。確かに、学校の先生方の事務量が膨大で大変である状況は理解しているが、自分の教え子である生徒のことを最後まで見守っていくことが、教師として大切なことではないかと思う。その視点に立ち返れば、ただ単に事務量を減らすより、従来通りの確実性を重視すべきものと思う。

青木委員

この請願では、中学校の先生方の事務量を減らす視点で書かれている。それよりは、間違いのない入試手続きを進める本来の視点で処理する方が、受験生等にとっては有り難いと思う。

ただ、少し疑問に思うのは、高校は義務教育ではないため、原点は、生徒自身の進むべき道であるから進学する部分にあり、その視点を子どもたちに認識させることも必要ではないかと思う。すべての手続きを周囲が処理してしまうと、生徒本人は、高校に行くのが当たり前、義務教育の延長線上にあるものとの意識になりかねず、無自覚となってしまう。高校進学率が90%以上となると、子どもたちは義務教育的な意識になり、高校に進学することが自分の権利のように錯覚してしまう。自分が志願して高校に行くとの意識を持たせる、何らかの仕組みも必要であると思う。

委員長

そこは、本人が志願理由を書くことにより、ある程度の自覚を持つのではないかと。

佐竹委員

私も、勅使瓦委員長、青木委員と同じ意見である。請願書には、志願理由書の作成に当たり、「生徒の書いた練習用紙に先生方が朱筆を何度も入れ、ようやく清書に移る」と記載されている。その志願理由書の様式は、難しい記載方法となっているのか。

高校教育課長

志願理由書の一定の書式については、保護者説明会や各種会合の際に提示している。現在、点検中であるが、志願理由は10行程度で記入するものとなり、志願理由の記載の要点を示し、項目を細かく分けながら優しく誘導するような様式となっている。これは、7月に公開していくことになるが、現在の構成では、大論文を書くような様式ではない。

佐竹委員

学校ごとに異なる書式であれば、記入例は提示しているのか。

高校教育課長

記入例は、各学校で工夫していくものと思われ、各学校で開催される合同説明会やオープンキャンパスにおいて、それぞれ提示していくことになると思う。

佐竹委員

その志願理由書の記載内容に先生の手を入れてしまうと、生徒自身の熱意が希薄になると思われる。その記載上の留意事項等に「本人が記入する」等の一文を明記してはどうか。受験する生徒本人の気持ちを確認することが一番のねらいであり、それにより、中学校の先生方の負担軽減となるのではないかと。志願理由は、文章が下手でも、丁寧でなくてもいい、出願者の本当の気持ちを記入して頂く、その趣旨が伝わるような一言を様式あるいは記載例に明記する、もしくは説明会等において十分に説明して頂きたい。

庄 子 委 員 私も同意見であり、先生方の手が入った志願理由は、高校側が生徒の個性を読み取れない。なるべく生徒自身の生の考え方が表現されている志願理由書となるよう指導頂きたい。高校受験であろうと、大学受験であろうと、子どもたちの考えや個性を引き出すことが重要であると思う。

佐 竹 委 員 子どもたちは、力強い、あるがままの気持ちを伝えてくれるはずである。それが率直に伝わる表現であれば、受け取る学校側も嬉しいはずであり、本人のやる気にもつながってくると思うので、これまでの意見が伝わるよう各学校に周知願いたい。

## 10 議事

### 第1号議案 第337回宮城県議会議案に対する意見について

(説明者：教育長)

第1号議案について、御説明申し上げます。

資料は、1ページから3ページとなる。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、本年6月11日付けで知事から意見を求められたので、異議のない旨回答しようとするものである。

資料3ページの「第337回宮城県議会(定例会)提出予算議案の概要」を御覧願いたい。「1 補正予算の概要」であるが、一般会計歳出予算のうち、教育委員会分として、606,291千円を増額計上している。「2 事業の概要」のうち、学校の放射線・放射能対策として、国の法律に基づき汚染状況重点調査地域に指定された市町が策定する除染実施計画により、除染の対象となる県立学校について、放射線量の詳細測定及び測定結果に基づき、必要に応じて実施する除染に要する経費として、157,000千円を、また、学校給食における放射性物質の有無や量について把握するため、学校給食一食全体について事後検査を行うために要する経費として、2,000千円を計上している。

そのほか、被災した博物館資料の修理や資料の整理、復興に向けた各種事業等を行うために要する経費として、440,291千円を計上している。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

( 質 疑 ) (質疑なし)

委 員 長 (委員全員に諮って)事務局案のとおり可決する。

## 11 課長報告等

### (1) 平成25年度県立中学校入学者選抜方針及び概要について

(説明者：高校教育課長)

平成25年度県立中学校入学者選抜方針及び概要について、御報告申し上げます。

資料は、1ページから2ページとなる。

「Ⅰ 入学者選抜方針」については、昨年12月の教育委員会で報告済みであり、既に公表しているものである。「Ⅱ 入学者選抜概要」については、入学者選抜要項を作成するに当たり、「[1] 募集」、「[2] 出願の手続」、資料2ページの「[3] 適性検査」、「[4] 選抜方法」、「[5] 選抜に関する日程」について、その骨子をまとめたものである。

資料1ページにお戻り願いたい。Ⅱの「[1] 募集」の「2 募集定員」については、先ほど、教育長より「併設型中高一貫教育校の募集定員について」で御報告申し上げたとおり、募集定員を80名から105名に変更している。また、「[2] 出願の手続」の「2 入学願書等の提出」については、昨年と同様に、東日本大震災により被害を受けた児童について、県立学校条例の定めるところにより、出願時の選抜手数料を免除できることとしている。

資料2ページを御覧願いたい。「[3] 適性検査」の「2 検査の方法」についても、昨年と同様に、検査は、総合問題、作文及び面接とし、検査問題の作成方針は資料のとおりである。「[5] 選抜に関する日程」については、適性検査は平成25年1月12日に実施し、選抜結果については1月18日午後4時に本人及び在籍小学校に発送することとしている。

なお、入学者選抜要項については、8月末までに完成させ、9月中旬には配付する予定である。  
本件については、以上のとおりである。

( 質 疑 ) (質疑なし)

## (2) 東日本大震災における学校等の対応等に関する調査報告書について

(説明者：スポーツ健康課長)

文部科学省が5月29日に公表した「東日本大震災における学校等の対応等に関する調査研究報告」について、御報告申し上げます。

資料は、3ページから6ページとなる。

資料3ページを御覧願いたい。「1 調査の概要」であるが、調査の目的は、東日本大震災発生時の学校等における被害状況と、発災時・発災後の対応状況並びに学校等での防災体制や防災教育の実施状況、被災状況への影響等の検証を行い、今後の防災教育の効果的展開に資することとされている。調査対象は、被災3県、岩手・宮城・福島の国公立の幼稚園・小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校の全ての3,160校であり、そのうち回答数は2,617校で、回収率は82.8%であった。

次に、「2 調査結果のポイント」であるが、「(1) 避難行動」について、①と②は、震災時に児童生徒等が在籍していた学校等2,052校のうち、一次避難行動として約70%の学校等が机の下にもぐり、約50%が場所や状況に応じた行動を取っている。また、帰宅困難な状況が26%の学校で発生した。③は、回答した全ての学校等2,617校のうち、備蓄品が備えられていた学校等は約16%であった。

次に、「(2) 津波による被害状況等と対応について」は、ハザードマップで津波による浸水が予想されていた場所に位置していた学校等及び実際に津波が到達した学校等149校のうち、津波により死亡・行方不明となった児童・生徒等がいる学校等は20%であった。また、このうち、危機管理マニュアルに津波に対する児童・生徒等の避難について規定があった学校等は約50%であった。

続いて、「(3) 避難場所としての運営状況について」は、岩手県及び仙台市を除いた宮城県及び福島県の学校等1,717校のうち、避難所として利用された学校は約30%であり、そのうち約70%が体育館を避難所とした。また、避難所の開設や運営に関して、地域住民等と日常的に連携がとれていた学校等は約10%であった。その他の概要及び詳細については、資料4ページから6ページの「東日本大震災における学校等の対応等に関する調査研究【概要】」に記載のとおりである。

次に、「3 県教育委員会としての集計・分析について」であるが、文部科学省で行った当調査において、本県分の回収率は78.5%であったことから、県教育委員会では、未提出分の回収作業を行い、公立学校は100%回収の上、現在、集計作業中である。集計結果がまとまり次第公表するとともに、外部有識者を入れた「みやぎ学校安全教育基本指針」(仮称)作成協議会等で分析・検討を行い、この指針の内容に反映させていく予定である。

本件については、以上のとおりである。

( 質 疑 )

委 員 長

「2 調査結果のポイント」の「(1) 避難行動」のうち「③ 帰宅困難な児童生徒等に対する備蓄品が備えられていた学校等は約16%であった。」とあるが、約420校の学校で備蓄していたと思うが、意外に多かったとの印象を受ける。その備蓄品は、どのような種類で、どの程度の量を備蓄していたのか。

スポーツ健康課長

詳細な数量等まで把握していない部分もあるが、飲料水、食料、寝具等と聞いている。当然ながら避難所運営に必要な備蓄品であるが、学校側に防災意識があり、事前にある程度備えていた学校が420校程度あったと理解していいか。

委 員 長

スポーツ健康課長

そのとおりである。例えば、県立高校の仙台西高校においては、そのような認識の下に準備していたと聞いている。

委 員 長

もう1点、「(3) 避難場所としての運営状況について」の②に「地域住民などと日常的に連携がとれていた学校等は約10%である。」とあるが、こちらは逆に少ない印象を受ける。宮城県及び福島県の1,700校のうちの10%であることから、約170

校に留まっているが、このうち宮城県の比率はどの程度なのか分からないが、意外に少ないとの印象を受けた。この地域住民との連携・協働については、高校は難しい部分があると思うが、小・中学校に関しては、地域と色々な形で連携・協力・協働しているはずであり、数値的にはもう少し高い比率となると思われるがいかか。

スポーツ健康課長 委員長御指摘のとおりであると思う。「3 県教育委員会としての集計・分析について」でも御説明したが、本県独自の課題等もあることから、その内容を分析し、これから策定する「みやぎ学校安全基本指針」（仮称）の中で対応させてまいりたい。

委員長 その視点から考えると、今後、防災主任の役割が、ますます重要になってくると思われる。

スポーツ健康課長 そのように考えている。

佐竹委員 今回の調査研究は、今後の防災教育等に関する各種の課題等が見えていると思う。学校の中に防災主任を配置することについて、以前も意見している内容であるが、その防災主任の先生だけに学校内の先生方が頼ることなく、学校全体で防災に対する知識を共有及び認識し、生徒・地域等を含めた地域全体の防災に対応できるような体制とすることが重要である。その防災主任の先生は、学校の中では防災に関するリーダー的存在であるが、地域との連携については、学校と地域の橋渡し役を担っていると考えており、防災主任の位置付けを明確にして、学校と地域との連携・協働における架け橋として機能するよう期待したい。

教職員課長 佐竹委員御指摘のとおりである。防災主任だけに任せるのではないことは、学校現場に対し、再三に渡り説明してきたところである。春先に開かれた校長会や教頭会の会議の場においても、教育長から説明しており、まさに学校全体で取り組むように促している。その中で、地域との架け橋、あるいは連絡の窓口となる存在が防災主任となる。過日の報道でもあったが、6月12日を中心として、地域と合同で避難訓練を実施する学校も増えており、その中でも、防災主任が架け橋となって機能していることも報告されている。学校全体で防災を捉える視点を持ち、防災主任制度のさらなる発展につなげていきたい。

佐竹委員 防災主任に対しては、防災のみならず、地域との架け橋となる存在として、とても大きな期待を持っている。防災に限定した話ではないが、学校は学校、地域は地域のように分散した考え方をせず、防災主任を中心に、学校と地域が日常的に情報交換できる状況を作り上げてほしい。

### (3) 宮城県図書館所蔵文化財資料等の移管に係る論点整理の結果について

(説明者：生涯学習課長)

宮城県図書館所蔵文化財資料等の移管に係る論点整理の結果について、御報告申し上げます。

資料は、7ページから8ページとなる。

資料7ページを御覧願いたい。宮城県図書館所蔵文化財資料等の移管については、平成23年6月の県議会において、東北歴史博物館への移管の即時停止を求める請願が採択されたことを踏まえ、移管を停止するとともに、図書館所蔵資料に係る適切な評価・管理・利活用方法等について論点整理を行い、中長期的視点に立った取扱いについて検討することとしたものである。

その論点整理については、生涯学習課、文化財保護課、県図書館及び東北歴史博物館の職員により、平成23年12月から3回にわたり実施してきた。検討の対象としたのは、県が移管理由として示していた項目と、移管に反対する陳情者等からの意見についてであるが、これら2つの主張を整理する前に、図書館と博物館の設置目的及びそれぞれの施設が保管対象とする資料の範囲について、法的な整理を行ったものである。この結果、1の「(1) 図書館及び博物館の設置目的」については、両施設とも資料を収集し、保管し、一般公衆の利用に供することとしていることを確認した。また、博物館では、研究室や図書室等を有しているが、法律の定義から「展示」を一般公衆の利用に供するための主な手法としている施設と言

うことができることを確認した。「(2) 図書館と博物館の保管対象資料」については、図書館法及び博物館法で規定されている収集対象資料を確認したところ、博物館の収集対象資料に「文献」が含まれていることから、図書を調査研究や展示の目的により、博物館で保管すること自体に法律上の問題はないことを確認している。

資料8ページを御覧願いたい。以上を踏まえ、論点を2の「(1) 県が示していた移管理由に関する論点」と「(2) 陳情者等の意見を踏まえて改めて検討すべき事項」の大きく2つに分け、整理した。

このうち「(1) 県が示していた移管理由に関する論点」については、「イ 所蔵資料の適切な評価について」、「ロ 適切な保管環境について」、「ハ 県民の利活用について」の3点を具体的な論点として整理している。

まず、一つ目の論点である「イ 所蔵資料の適切な評価について」については、県が「県民の財産である文化財資料等を適切に評価・管理するためには、専門の学芸員による調査研究が必要」としていたものである。博物館法では資料の調査研究が博物館の設置目的の一つと規定されているほか、学芸員の職務としても規定されているが、図書館法では図書館の設置目的や司書の職務に規定されてはいないことを確認している。一方で、県図書館が、「街頭紙芝居」資料の価値を見出し文化財登録に至る努力をしたとする陳情者等からの意見を踏まえ、32件の図書館所蔵資料の文化財指定等に当たって司書が果たした役割を考慮し、「図書館法及び博物館法に規定される図書館司書と学芸員の定義や、これまでの文化財指定等における図書館司書の関わり等について考慮する必要があるのではないか。」ということが論点になるものと整理した。

二つ目の論点である「ロ 適切な保管環境について」は、県が「文化財資料の保管に当たっては、文化財保護に適した保管環境機能が必要」としていたものである。初めに、図書館における温湿度管理や防虫管理の状況については、温湿度管理は行っているものの通年での変化は把握していないこと、定期的な清掃等により防虫対策を行っていることを確認している。また、温湿度管理の例として、国立国会図書館における温湿度の設定状況を確認したこと、資料を直接見てきている陳情者等の現図書館の保存状況について問題がないとの意見が出ていること、紙、木、金属等、資料の素材の特性に応じた保管環境を考える必要があること等を踏まえ、「専門家の意見を聞いて対応を検討する必要があるのではないか。」ということが論点になるものと整理している。

「ハ 県民の利活用について」は、県が「文化財資料を広く県民に公開するためには、的確な展示企画機能、十分な展示スペースが必要」としていたものである。陳情者等から、県図書館には貴重資料の公開を目的とした展示ホールが備わっているといった意見が出ていること等から、東北歴史博物館と図書館で有している県民サービス機能を整理した。その結果、東北歴史博物館では展示以外に閲覧機能を有していること、また、図書館では展示室を有しているものの、展示室の数及びスペースに違いがあることを改めて確認した。

これらのことを踏まえ、「資料を移管する場合、施設の有する機能の特性や、その違いにより生じる県民サービスへの効果や影響について考慮する必要があるのではないか」ということが論点になるものと整理した。

次に、「(2) 陳情者等の意見を踏まえて改めて検討すべき事項」としては、「イ 図書館の設立経緯について」、「ロ 寄贈者の意思など資料取得経緯について」、「ハ 資料に関連する諸物との一体性について」の3点を具体的な論点として整理した。

「青柳文庫」や「養賢堂文庫」等の特別な資料の移管の検討に当たっては、図書館の歴史との関係性について、寄贈された資料の移管を検討するに当たっては、「県図書館に寄贈したい」という寄贈者の意向について、資料の保管の際には、文庫やコレクションといった関連資料との一体的な保管について、それぞれ考慮する必要があるのではないかということが論点になるものと整理した。

以上、今後は、これらの論点をテーマとして、図書館協議会において議論を進めて頂くこととしており、県図書館所蔵文化財資料等の取扱の方向性がまとまった時点で、本教育委員会定例会にお示しすることとしている。

本件については、以上のおりである。

( 質 疑 )

委 員 長

2の「(2)「陳情者等の意見を踏まえて改めて検討すべき事項」のロの中で、「『県図書館に寄贈したい』という寄贈者の意向があったことを考慮する必要があるのではないか。」と整理されているが、基本的な姿勢は寄贈したい方の意向に沿うものとしても、それを活用する側で、どう判断するかが重要ではないか。例えば、寄贈した方すべての意向を最優先に考えた場合、どこかで無理な状況が発生し、図書館等における所属資料の管理が非常に難しい状態になるのではないか。

生涯学習課長

委員長御指摘のとおり、その件に関しては検討会の中でも議論されている。寄贈した方が御存命であれば意向を確認することができるが、既に亡くなっている場合等、遺族の方にまでそれを考慮する必要があるか等、非常に難しい問題を含むこととなる。その内容については、それを論点として図書館協議会に示し、御意見をいただいた上、判断していきたい。

## 12 資料(配付のみ)

(1) 東北三都市巡回展「ルーブル美術館からのメッセージ：出会い」について

## 13 次回教育委員会の開催日程について

委 員 長

次回の定例会は、平成24年7月13日(金)午後1時30分から開会する。

## 14 閉 会 午後3時31分

平成24年7月13日

署名委員

署名委員